

公立大学法人下関市立大学教員懲戒委員会規程

令和 2 年 4 月 9 日

規 程 第 2 8 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 5 年 3 月 22 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学の教員の懲戒等について、客観的かつ公正な審議及び検討を行うため、公立大学法人下関市立大学定款（平成 1 8 年 9 月 2 7 日制定）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき理事会の諮問機関として置かれる教員懲戒委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、理事会の付託を受けて、次に掲げる事項の審議及び検討をする。

- (1) 教員の懲戒に関する方針の検討
- (2) 教員の懲戒等の手続きに関する事項
- (3) 教員の懲戒処分の量定に関する事項
- (4) その他教員の懲戒に関する事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから学長が指名する。

- (1) 副学長
- (2) 公立大学法人下関市立大学の専任職員

2 学長は必要があると認めるときは、弁護士、社会保険労務士等の有識者 2 人以内を前項に規定する者に加えることができる。この場合における当該委員の任期は、2 年以内で理事長が定めるところによる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、前条第 1 項の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、下関市立大学教員の懲戒等の手続に関する規程(平成23年規程第29号)に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条の審議経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月9日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日規程第18号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。